



<p>3 議事</p> <p>(1) 津山市景観賞について</p> <p>(2) 津山市景観賞受賞候補の選定について</p> <p>①審査方法について</p> <p>②応募案件の審査について</p> <p>4 事務連絡</p> <p>5 閉会</p>	<p>会に諮られ、認められたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電太陽光発電について、津山市内で特に景観面で問題になっていることはありますか。又、この審議会の対象になりますか。</li> </ul> <p>→太陽光発電施設については、設置面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるものが届出対象となっており、パネル・囲いの色彩、目隠しでの景観配慮など指導しております。問題の案件はありません。また、太陽光発電の審査は多岐にわたり、関係法令・条例等に基づき各担当部署で審査されております。</p> <p>事務局より、応募案件の説明</p> <p><b>【報告】</b> 質疑応答の上、承認</p> <p>事務局より、景観賞の決定までの流れと市民投票の方法について事務局より提案</p> <p><b>【審議】</b> 質疑応答の上、承認</p> <p>事務局より、市民投票の方法、応募案件の内容について説明</p> <p><b>【審議】</b> 質疑応答の上、承認</p> <p>次回の第2回景観審議会は9月下旬に開催を予定</p>
---	---